



若手連絡会規約 (Young Generation Network)

平成 28 年 9 月 9 日 第 21 回原子力青年ネットワーク連絡会全体会議承認

(目的)

第 1 条 組織規程（0103）第 6 条ならびに連絡会規程（1003）に基づき若手連絡会を設置する。
若手連絡会（以下、「連絡会」という）は、国・組織・専門性を超えた若手の連携と自己啓発の促進により、原子力全体の活性化を図り、原子力の知識・技術の継承、および、新たな若手の育成に貢献することを目的とする。

(運営)

第 2 条 連絡会は、その運営および主要な事業について、部会等運営委員会を経て理事会に報告する。

(事業)

第 3 条 連絡会は、その目的に基づき、以下の事業をおこなう。

- (1) 定期的に連絡会報を発行する。
- (2) メーリングリストを設置し、連絡会報の発信、情報交換等に利用する。
- (3) 国際会議、シンポジウム等の Young Generation Session 等に参加する。
- (4) 討論会、講演会、セミナー等を開催する。
- (5) その他、適切な事業を随時、実施する。

2 事業を実施するにあたっては、部会等運営委員会、学会事務局等と適宜協議する。また、必要に応じて学生連絡会と連携し、事業を進める。

(会員資格)

第 4 条 日本原子力学会会員で第 1 条の目的に賛同する者のうち、年度初め（4 月 1 日）の時点で 39 歳以下の者は連絡会員となる資格を有する。

- 2 会員で第 1 条の目的に賛同する者のうち、年度初め（4 月 1 日）の時点で 40 歳以上の者は、連絡会の特別会員として連絡会の実施する連絡会全体会議、事業等に参加する資格を有する。
- 3 会員以外の参加が必要な場合は、オブザーバとして認める。

(入会と連絡会費)

第 5 条 連絡会に参加を希望する会員は、学会事務局に所定の手続きをおこなう。なお、退会の際には、その旨を学会事務局に通知する。

- 2 連絡会の活動と性質を考慮し、連絡会員からの会費の徴収はおこなわない。

(運営組織)

第6条 連絡会の運営は、連絡会員の互選による連絡会長1名、副連絡会長および運営委員若干名により組織される運営小委員会がおこなう。

2 連絡会長の任期は2年とし、再任は原則として1回までとする。

3 副連絡会長および運営委員の任期は別に定める。ただし再任を妨げない。

第7条 組織運営のため、運営小委員会のほかに、小委員会を設けることができる。

2 小委員会の委員は、連絡会員でなければならない。

3 各委員は、連絡会長が委嘱し、その状況を必要に応じて部会等運営委員会へ報告する。

(連絡会全体会議)

第8条 連絡会全体会議を年1回以上開催し、次の事項を審議する。

(1) 活動計画および予算

(2) 活動報告および決算

(3) 運営体制

(4) その他、重要な事項

2 連絡会全体会議は連絡会長が招集し、その会の議長となる。

(運営費)

第9条 運営費は、日本原子力学会の支援をもって、運営することを基本とする。

第10条 運営費の予算、決算については、連絡会全体会議で審議し、部会等運営委員会および理事会の承認を得る。

(改定)

第11条 本規約の改定は、若手連絡会運営小委員会が起案し、若手連絡会全体会議の承認を得たのち、部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

(下部規則)

第12条 本規約に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、連絡会が別に定める。

附則

1 平成22年10月1日 第512回理事会改定、同日施行

2 改定履歴

① 平成12年9月27日 第426回理事会制定

② 平成14年3月28日 原子力青年ネットワーク連絡会改定

③ 内規を規約に変更 平成22年10月1日 第512回理事会承認

④ 平成28年3月26日 第20回原子力青年ネットワーク連絡会全体会議承認、平成28年4月15日 部会等運営委員会メール報告、平成28年5月24日 第8回理事会承認

- ⑤ 平成 28 年 9 月 9 日 第 21 回原子力青年ネットワーク連絡会全体会議承認，平成 28 年 10 月 25 日 第 4 回理事会報告

附則

- 1 平成 28 年 5 月 24 日改定の規約は，理事会承認の日から施行する。
- 2 平成 28 年 9 月 9 日改定の規約は，平成 28 年 10 月 25 日から施行する。